

【お知らせ】 R F I 公告

情報提供依頼について

防衛省統合幕僚監部では、Xバンド通信衛星及び関連設備の後継機取得を検討していることから、衛星及び関連施設の設計・製造に関する能力、実績等を有する企業に対して、下記のとおり情報提供を依頼しますのでご協力をお願いします。

令和5年12月7日

防衛省統合幕僚監部指揮通信システム企画課長

記

1 募集の目的

情報提供依頼書（R F I : Request For Information）に基づき企業からの情報提供により、防衛省が検討している要求性能を満たす次期防衛通信衛星及び関連設備の設計・製造に係る各種関連情報や資料、提案等を収集することにより、次期事業計画を具体化することを目的とする。

2 情報提供を希望する企業に求める要件

- （１）通信衛星（中継器、衛星バス）又はその関連設備（地上管制局、管制システム）の設計・製造実績を有する企業
 - （２）他企業から衛星を調達して運用している実績のある企業
 - （３）防衛省が取扱い上の注意を要する文書等の開示について適当であると認める企業
 - （４）現時点において、次期事業への参加意欲を有している企業
- ※（１）、（２）はどちらかを満たしていることが条件

3 応募方法

情報提供に応じる企業は、令和5年12月22日（金）17時までに別紙第1の情報提供意思表明書を第7項に示す担当窓口に提出すること。（メールで提出する場合はPDF形式とする。）また、併せて次の事項を証明する具体的な資料を添付する。

- （１）過去に通信衛星又は関連施設等の設計・製造を行った実績を示す資料（様式適宜）
- （２）過去に他企業から衛星を調達し運用している実績を示す資料（様式適宜）
- （３）令和5年度に有効な資格審査結果通知書（全省統一規格）の写し

4 提示書類

情報提供意思表明書を提出した企業のうち、2項の要件を満たしていることを防衛省が確認した企業（以下「情報提供企業」という。）に対して、次期事業に関連する詳細を記載した情報要求書を手交する。（手交手段及び日時等は別途調整する。）

なお、情報要求書には取り扱い上の注意を要する文書等が含まれるため、提示を受けるにあたり、別紙第2の情報保全に関する誓約書を事前に提出すること。（メールで提出する場合はPDF形式とする。）

5 情報提供書の提出

（1）提出期限

情報要求書受取りから約3カ月程度（さらに期間が必要な場合には別途調整による。）

（2）提出方法

持参により担当窓口へ提出すること。

6 留意事項

（1）情報提供書は返却しない。

（2）情報提供書の作成に必要な一切の費用は、提供企業の負担とする。

（3）情報提供企業から提出された情報書は原則、非公開とする。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づく開示請求等があった場合、情報提供企業と協議のうえ、情報提供企業の利益が著しく阻害されると認められる内容以外の内容は開示する場合がある。

（4）情報提供書の内容は、防衛省における調査研究や検討資料の作成に活用する場合があることをあらかじめ了承した上で情報提供書を提出すること。

（5）情報提供書の提出をもって将来の契約を約束するものではない。また、情報提供書を提出しないことをもって、将来の契約に何ら不利益を与えるものではない。

（6）収集した情報提供書の防衛省以外での取り扱いに関しては、防衛省発注業務である「次期衛星に関する調査研究役務」の受諾企業及び防衛省が必要と認めた関連企業が扱うものとする。

なお、防衛省以外で取り扱いに制限を希望する情報については、情報提供時に具体的内容及び理由を明示（様式適宜）して提出すること。

7 担当窓口

担 当：菅野

住 所：〒162-9903 東京都新宿区市谷本村町5番1号

場 所： 防衛省統合幕僚監部指揮通信システム企画課（A棟15階）

電 話：03-3268-3111（内線：30606）

メール：j6kanno@ext.js.mod.go.jp

防衛省統合幕僚監部
指揮通信システム企画課長 殿

情報提供意思表示書

所 在 地
企 業 名
代表者氏名

「情報提供依頼書について」（令和 5 年 1 2 月 7 日、防衛省統合幕僚監部指揮通信システム企画課長）に記載された事項を承諾の上、情報提供に応じます。

担 当 者 氏 名	
所 属 部 署	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	
本事業で想定する貴社の関与形態（衛星本体を含めた関連施設一式、衛星本体のみ、地上施設のみ等）	

防衛省統合幕僚監部
指揮通信システム企画課長 殿

情報の保全に関する誓約書

当社は、「情報提供依頼について」（令和 5 年 1 2 月 7 日 防衛省統合幕僚監部指揮通信システム企画課長）に基づき貴省から提示を受ける情報要求書により当社に対して開示される取り扱い上の注意を要する文書等について、次のとおり誓約します。

- 1 情報の漏えい等の事実があった場合は当社が一切の責任を負います。
- 2 当社は、当社の従業員の故意または過失により情報要求書が漏えいしたときであっても、取扱い上の責任を免れません。
- 3 当社は、情報要求書を当社の従業員で情報提供書の作成作業（以下「本作業」という。）に関係のある者のみに供覧します。
- 4 当社は、本作業に関係のある者に対しても、必要な限度を超えて情報要求書を供覧し又は漏えいしません。
- 5 本作業上、真にやむを得ず他社と共同して作業を行う場合には、前項の規定にかかわらず、当社は本作業を共同して行う社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に情報要求書を供覧することとします。本作業を共同して行う社の従業員の故意又は過失により情報要求書が漏えいした場合であっても、当社は情報要求書の取り扱いの責任を免れることはありません。
- 6 当社は、本作業に関係のない者をみだりに作業場所等の施設に立ち入らせ、又は近づかせません。
- 7 本作業により情報要求書の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により取り扱います。
- 8 貴省が必要と認めたときは、情報要求書の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 9 当社は、情報の漏えい、紛失等が発生し、またそれらの疑い若しくは恐れがあったときには、適切な措置をとるとともに、その詳細を速やかに貴省へ報告します。

令和 5 年 1 2 月 日

所 在 地
企 業 名
代表者氏名